

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
の一部を改正する省令案（概要）

1. 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項の規定に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として「指定管理鳥獣」を指定することとしている（規則第 1 条の 3）。

近年、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ類」という。）の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化している。令和 5 年の秋は、秋田県及び岩手県を中心に、市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害も過去最多を記録した。

今後も、クマ類の分布の拡大地域では個体数の更なる増加が見込まれ、これに伴い、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがあることから、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理を支援するため、規則を改正し、クマ類を指定管理鳥獣に追加することとする。

なお、ツキノワグマのうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群については、絶滅のおそれがあるため、指定からは除くこととする。

2. 概要

- ・指定管理鳥獣[※]にクマ類（ツキノワグマについては、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）を追加する（規則第 1 条の 3）

（※）指定管理鳥獣とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう（法第 2 条第 5 項）。

<改正案（下線が改正部分）>

（指定管理鳥獣）

第一条の三 *Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）
（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）、*Sus scrofa*（イノシシ）及び *Cervus nippon*（ニホンジカ）

3. 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 4 月中 本件に係る改正省令の公布、施行